

五十三 第 67 条の 5 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 67 条の 5 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</u></p> <p><u>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</u></p> <p><u>67 の 5-1 法人が各事業年度の中途において措置法第 67 条の 5 第 1 項に規定する中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設をして事業の用に供した同項に規定する少額減価償却資産については、同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(少額減価償却資産の取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>67 の 5-2 措置法第 67 条の 5 第 1 項の規定を適用する場合において、取得価額が 30 万円未満であるかどうかは、通常 1 単位として取引されるその単位、例えば機械及び装置については 1 台又は 1 基ごとに、工具、器具及び備品については 1 個、1 組又は 1 そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

五十四 第 67 条の 6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 67 条の 6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例) 関係</u></p> <p>(名義登録を失念した場合等の特定株式投資信託の収益の分配)</p>	<p><u>第 67 条の 5 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例) 関係</u></p> <p>(名義登録を失念した場合等の特定株式投資信託の収益の分配)</p>

五十五 旧第67条の8（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	第67条の8（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係
(廃止)	（事業年度中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用）
	67の8-1 法人が各事業年度中途において措置法第67条の8第1項に規定する中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設をして事業の用に供した同項に規定する少額減価償却資産については、同項の規定の適用があることに留意する。
(廃止)	（少額減価償却資産の取得価額の判定単位）
	67の8-2 措置法第67条の8第1項の規定を適用する場合において、取得価額が30万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引されるその単位、例えば機械及び装置については1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については1個、1組又は1そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する。
(廃止)	（明細書の添付）
	67の8-3 法人が、当該事業年度の確定申告書に添付する規則別表十六（一）から別表十六（四）まで（減価償却資産の償却額の計算に関する明細書）の備考欄に次に掲げる事項を記載して提出し、かつ、当該減価償却資産の明細を別途保管している場合には、措置法第67条の8第2項に規定する「少額減価償却資

改 正 後	改 正 前
	<p>産の取得価額に関する明細書」の提出を省略して差し支えないものとする。</p> <p>(1) 取得価額 30 万円未満の減価償却資産について、措置法第 67 条の 8 第 1 項の規定を適用していること</p> <p>(2) 適用した減価償却資産の取得価額の合計額</p> <p>(3) 適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること</p>

五十六 旧第 67 条の 9 及び第 67 条の 10（株式交換又は株式移転に係る課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>第 67 条の 9 及び第 67 条の 10（株式交換又は株式移転に係る課税の特例）関係</p>
(廃 止)	<p><u>(利益の配当として交付した金額がある場合の交付金銭等)</u></p> <p>67 の 9-1 特定子会社（措置法第 67 条の 9 第 1 項に規定する「特定子会社」をいう。以下同じ。）の株主である法人が同項に規定する株式交換等により特定親会社（同項に規定する「特定親会社」をいう。以下同じ。）から交付を受けた金銭及び資産（当該株式交換等により割当てを受けた新株を除く。）の額のうち、当該特定子会社の株主に対する利益の配当として交付された金額がある場合には、当該金銭及び資産の額は、当該利益の配当として交付された金額を控除して計算することに留意する。</p>
(廃 止)	<p><u>(株式交換等の際し 1 株未満の株式の譲渡代金を特定子会社の株主に交付した場合の取扱い)</u></p> <p>67 の 9-2 措置法第 67 条の 9 第 1 項の規定を適用する場合において、特定親会社が、同項に規定する株式交換等の際し、特定子会社の株主に割り当てる新株</p>

に1株未満の株式が生じたためその1株未満の株式の合計数に相当する新株を他に譲渡し、その譲渡代価を1株未満の株式の当該特定子会社の株主に交付したときは、その1株未満の株式の当該特定子会社の株主に対してその1株未満の株式に相当する新株を割り当てたこととなることに留意する。

五十七 第68条の2（経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の2（<u>経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用</u>）関係</p> <p>（中小企業者であるかどうか等の判定の時期）</p> <p>68の2-1 法人が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</p> <p>（事業の判定等）</p> <p>68の2-2 法人が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者に該当するかどうかは、次により判定するものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>第68条の2（<u>中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用</u>）関係</p> <p>（中小企業者であるかどうか等の判定の時期）</p> <p>68の2-1 法人が、<u>措置法第68条の2第1項第1号に掲げる「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者」</u>に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</p> <p>④ <u>分割型分割の日の前日を含む事業年度につき申告を行う連結法人の措置法第68条の2第1項第1号に規定する「設立の日」がいつであるかどうかについても、同様とする。</u></p> <p>（事業の判定等）</p> <p>68の2-2 <u>措置法第68条の2第1項第1号に掲げる「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者」</u>に該当するかどうかは、次により判定するものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

改 正 後

(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)

68の2-3 措置法規則第22条の20に規定する書類は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)により代えることができるものとする。

この場合において、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認(同法第10条第1項の承認を含む。)をした旨を証する書類
- (2) 同号に規定する承認経営革新計画の計画書の写し

付 表

経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社等の特別税率の不適用制度に関する明細書

		事業年度	法人名
適用該当号の区分	1	措置法第68条の2第1項該当 旧措置法第68条の2第1項第()号該当	
	1項(旧2号)該当	2	経営革新計画の承認年月日
		3	経営革新のための事業の内容
		4	当期末における事業の状況

改 正 前

(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)

68の2-3 措置法規則第22条の20各号に規定する書類は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)により代えることができるものとする。

この場合において、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 措置法第68条の2第1項第1号に定める事業年度の場合 登記簿謄本又はその写し(設立の日が明らかになるものに限る。)
- (2) 措置法第68条の2第1項第2号に定める事業年度の場合 イ及びロに掲げる書類
 - イ 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認(同法第10条第1項の承認を含む。)をした旨を証する書類
 - ロ 同号に規定する承認経営革新計画の計画書の写し

付 表

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書

		事業年度	法人名
適用該当号の区分	1	措置法第68条の2第1項第()号該当 旧措置法第68条の2第1項第()号該当	
	1号(旧1号)該当	2	設立の日
		3	中小企業者の判定
		4	主たる事業
		5	資本の額又は出資の総額
		6	常時使用する従業員の数
		7	経営革新計画の承認年月日
	1号該当	8	経営革新のための事業の内容
		9	当期末における事業の状況

旧 号 該 当	設 立 の 日	5	平 (旧措置法第39条の34の2第1項()号 旧措置法第39条の128第1項()号 平)
	中 小 企 業 者 の 判 定	6	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第()号該当 旧新事業創出促進法第2条第3項第()号該当
	主 た る 事 業	7	業
	資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	8	円
	常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数	9	人
	添 付 書 類	措置法第68条の2第1項 旧措置法第68条の2第1項第2号	イ 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認(同法第10条第1項の承認を含む。)をした旨を証する書類 ロ 該当する承認経営革新計画の計画書の写し
	旧措置法第68条の2第1項第1号	登記事項証明書若しくは登記簿謄本又はそれらの写し	

記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法68条の2第1項《経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用》又は平成18年改正前の措置法(以下「旧措置法」といいます。)第68条の2第1項《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》(同項第3号に掲げる同族会社が同項の規定の適用を受ける場合を除きます。)の規定の適用を受ける場合に確定申告書に添付することとされている措置法規則第22条の20又は平成18年改正前の措置法規則第22条の20第1号及び第2号に定める書類に代えて添付する場合に記載します。

旧 号 該 当	実 施 計 画 の 認 定 年 月 月	10	平
	新 事 業 分 野 開 拓 の た め の 事 業 の 内 容	11	
	当 期 末 に お け る 事 業 の 状 況	12	
旧 号 該 当	中 小 企 業 者 の 判 定	13	旧中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第()号該当
	主 た る 事 業	14	業
	資 本 の 額 又 は 出 資 の 総 額	15	円
	常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数	16	人
	当 期 前 1 年 以 内 に 開 始 し た 各 事 業 年 度	17	平 ~ 平
	同 上 の 試 験 研 究 費 の 額 及 び 開 発 費 の 額 の 合 計 額	18	円
	(17)の各事業年度の総収入金額の合計額	19	円
	試 験 研 究 費 等 の 割 合 ⁽¹⁸⁾ / ₍₁₉₎	20	%
	添 付 書 類	措置法第68条の2第1項第1号 旧措置法第68条の2第1項第1号	登記簿謄本又はその写し
		措置法第68条の2第1項第2号	イ 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認(同法第10条第1項の承認を含む。)をした旨を証する書類 ロ 該当する承認経営革新計画の計画書の写し
	旧措置法第68条の2第1項第2号	イ 上務大臣が旧新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する認定(同法第11条の3第1項の認定を含む。)をした旨を証する書類 ロ 該当する認定計画の計画書の写し	
	旧措置法第68条の2第1項第3号	旧措置法施行令第39条の34の2第4項各号に規定する総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細書(同項の規定の適用がある事業年度に限る。)	

記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第68条の2第1項《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》(同項第3号に掲げる同族会社が同項の規定の適用を受ける場合を除きます。)又は平成17年正前の措置法(以下「旧措置法」といいます。)第68条の2第1項《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》(同項第4号に掲げる同族会社が同項の規定の適用を受ける場合を除きます。)の規定の適用を受ける場合に、確定申告書に添付することとされている措置法規則第22条の20第1号及び第2号又は平成17年正前の措置法規則第22条の20第1号から第3号までに定める書類に代えて添付する場合に記載します。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、<u>旧措置法第 68 条の 2 第 1 項第 3 号</u>に掲げる同族会社が<u>平成 18 年 4 月 1 日以後終了する事業年度</u>において同項の規定の適用を受ける場合には、<u>法人税申告書別表三（一）の「28」から「30」</u>までの各欄に記載の上、<u>確定申告書</u>に添付してください。</p>	<p>なお、<u>措置法第 68 条の 2 第 1 項第 3 号</u>に掲げる同族会社が<u>同項の規定の適用を受ける場合</u>又は<u>旧措置法第 68 条の 2 第 1 項第 4 号</u>に掲げる同族会社が<u>平成 17 年 4 月 1 日以後終了する事業年度</u>において同項の規定の適用を受ける場合には、<u>法人税申告書別表三（一）の「1」から「4」</u>までの各欄に記載の上、<u>確定申告書</u>に添付してください。</p>
<p>2</p>	<p>2</p> <p>3 <u>「一号（旧一号）該当」の各欄は、次により記載します。</u></p> <p>(1) <u>「設立の日 2」には、設立の登記をした日を記載します。</u></p> <p>なお、<u>措置法施行令第 39 条の 34 の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、（ ）内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める他の同族会社又は被合併法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。</u></p> <p><u>ただし、連結法人である同族会社が分割型分割を行った場合には、「設立の日 2」には、連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の設立の日のうち最も早い日を記載するとともに、当該連結親法人又はその連結子法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。</u></p> <p><u>この場合において、措置法施行令第 39 条の 128 第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、（ ）内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める連結親法人、他の同族会社、被合併法人又は分割法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。</u></p> <p>(2) <u>「中小企業者の判定 3」の（ ）内には、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活動促進法」といいます。）第 2 条第 1 項各号又は中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 30 号）附則第 4 条の規定による廃止前の新事業創出促進法（以下「旧新事業創出促進法」といいます。）第 2 条第 3 項各号に定める中小企業者のう</u></p>

3 「一項（旧二号）該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「経営革新計画の承認確認年月日2」には、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活動促進法」といいます。）第9条第1項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受けた年月日を記載します。
- (2) ……………
- (3) ……………

4 「旧一号該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「設立の日5」には、設立の登記をした日を記載します。

なお、平成18年改正前の措置法施行令第39条の34の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、（ ）内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める他の同族会社、被合併法人又は分割法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書）若しくは登記簿謄本又はそれらの写しを添付します。

ただし、連結法人である同族会社が分割型分割を行った場合には、「設立の日5」には、連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の設立の日のうち最も早い日を記載するとともに、当該連結親法人又はその連結子法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書）若しくは登記簿謄本又はそれらの写しを添付します。

この場合において、平成18年改正前の措置法施行令第39条の128第1項各号のいずれかに該当する場合は、（ ）内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める連結親法人、他の同族会社、被合併法人又は分割法人の登記事項証明書（履歴事項全部証

ちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。

- (3) 「主たる事業4」から「常時使用する従業員の数6」までは、事業年度終了の時の現況により記載します。

4 「二号該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「経営革新計画の承認年月日7」には、中小企業新事業活動促進法第9条第1項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受けた年月日を記載します。
- (2) ……………
- (3) ……………

改 正 後	改 正 前
<p><u>明書又は履歴事項一部証明書)若しくは登記簿謄本又はそれらの写しを添付 します。</u></p> <p>(2) <u>「中小企業者の判定6」の()内には、中小企業新事業活動促進法第2 条第1項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該 当号を記載します。</u></p> <p>(3) <u>「主たる事業7」から「常時使用する従業員の数9」までは、事業年度終 了の時の現況により記載します。</u></p>	<p>5 <u>「旧二号該当」の各欄は、次により記載します。</u></p> <p>(1) <u>「実施計画の認定年月日10」には、旧新事業創出促進法第11条の2第1 項に規定する実施計画について主務大臣の認定を受けた年月日を記載しま す。</u></p> <p>(2) <u>「新事業分野開拓のための事業の内容11」には、旧新事業創出促進法第11 条の3第2項に規定する認定計画に従って実施している同項の新事業分の開 拓のための事業の内容を簡記します。</u></p> <p>(3) <u>「当期末における事業の状況12」には、当期末における上記(2)の事業の実 施状況を記載します。</u></p> <p>6 <u>「旧三号該当」の各欄は、次により記載します。</u></p> <p>(1) <u>「中小企業者の判定13」の()内には、中小企業経営革新支援法の一部 を改正する法律附則第4条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動 の促進に関する臨時措置法第2条第1項各号に定める中小企業者のうちい ずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。</u></p> <p>(2) <u>「主たる事業14」から「常時使用する従業員の数16」までは、事業年度終 了の時の現況により記載します。</u></p> <p>(3) <u>「当期前1年以内に開始した各事業年度17」には、当期前1年以内に開始 した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連</u></p>

④ 平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 4 月 12 日までの間に開始し、かつ、平成 18 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度である場合において、平成 17 年改正前の措置法第 68 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定の適用を受ける場合には、この明細書は使用せず、「中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書（平 17. 4. 1 以後終了事業年度分）」を御使用ください。

(廃 止)

結事業年度) が複数ある場合にはその複数の事業年度を記載します。

(4) 「同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額 18」には、上記(3)に係る各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される措置法第 42 条の 4 第 1 項に規定する試験研究費の額及び中小企業経営革新支援法施行令等の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 153 号）附則第 2 条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令第 5 条第 1 項に規定する新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の額の合計額を記載します。

なお、合併、分割、現物出資又は事後設立が行われたことにより、平成 17 年改正前の措置法施行令第 39 条の 34 の 2 第 4 項の規定の適用がある場合には、同項各号に定める金額を記載するとともに、その明細書を添付します（下記(5)において同じ。）。

(5) 「(17)の各事業年度の総収入金額の合計額 19」には、上記(3)に係る各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度）の総収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。）の合計額を記載します。

(総資産の帳簿価額の計算)

68 の 2-4 措置法令第 39 条の 34 の 2 第 2 項に規定する総資産の帳簿価額(以下 68 の 2-6 までにおいて「総資産の帳簿価額」という。)の計算については、

改 正 後	改 正 前
	<p>次に掲げるような場合には、それぞれ次による。</p> <p>(1) <u>貸借対照表に計上されている繰越欠損金の額がある場合には、当該繰越欠損金の額に相当する金額は、総資産の帳簿価額に含まれない。</u></p> <p>(2) <u>支払承諾見返勘定又は保証債務見返勘定のように単なる対照勘定として貸借対照表の資産及び負債の部に両建経理されている金額がある場合には、当該資産の部に経理されている金額は、総資産の帳簿価額から控除する。</u></p> <p>(3) <u>貸倒引当金勘定の金額が、金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはその控除前の金額を、注記の方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはこれを加算した金額を、それぞれの金銭債権の帳簿価額とすることができる。</u></p> <p>(4) <u>退職給付信託における信託財産の額が、退職給与引当金勘定の金額と相殺されて貸借対照表の資産の部に計上されず、注記の方法により貸借対照表に計上されている場合には、当該信託財産の額を加算した金額を総資産の帳簿価額とすることができる。</u></p> <p>(5) <u>貸借対照表に計上されている返品債権特別勘定の金額（売掛金から控除する方法により計上されているものを含む。）がある場合には、これらの金額を控除した残額を売掛金の帳簿価額とする。</u></p> <p>(6) <u>貸倒損失が金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合には、これを控除した残額を金銭債権の帳簿価額とする。</u></p> <p>(7) <u>貸借対照表に計上されている補修用部品在庫調整勘定又は単行本在庫調整勘定の金額がある場合には、これらの金額を控除した残額を当該補修用部品在庫調整勘定又は単行本在庫調整勘定に係る棚卸資産の帳簿価額とする。</u></p> <p>(8) <u>自己株式を貸借対照表の資本の部の控除項目として表示している場合には、当該自己株式の金額を加算した金額を総資産の帳簿価額とすることがで</u></p>

きる。

(廃止)

(税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額)

68の2-5 法人が税効果会計を適用している場合において、貸借対照表に計上されている繰延税金資産の額があるときは、当該繰延税金資産の額は、総資産の帳簿価額に含まれることに留意する。

(廃止)

(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)

68の2-6 法人が税効果会計を適用している場合には、総資産の帳簿価額から控除する利益又は剰余金の処分による圧縮積立金又は特別償却準備金の金額は、貸借対照表に計上されている圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定の金額とこれらの勘定に係る繰延税金負債の額との合計額となることに留意する。

④ 当該繰延税金負債が繰延税金資産と相殺されて貸借対照表に計上されている場合には、その相殺後の残額となることに留意する。この場合、その相殺については、圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定に係る繰延税金負債の額が繰延税金資産の額とまず相殺されたものとして取り扱って差し支えない。

(廃止)

(自己資本比率を算出する際の負債の意義)

68の2-7 措置法令第39条の34の2第3項に規定する「負債(借入金その他利子の支払の基因となるものに限る。)」には、例えば、その金銭消費貸借契約において利子の支払を約さないものであっても、その利子の支払を約さないことに合理的な理由がないものが含まれることに留意する。

(廃止)

(自己資本比率を算出する際の株主等の意義)

68の2-8 同族会社の判定の基礎となる株主等と特殊の関係のある個人(令第4

改 正 後	改 正 前
	<p>条第1項に規定する特殊の関係のある個人をいう。)又は株主等と特殊の関係のある法人(令第4条第2項に規定する特殊の関係のある法人をいう。)であっても、当該同族会社の株式又は出資を有しない場合は、措置法令第39条の34の2第3項に規定する「同族株主等」には含まれないことに留意する。</p>

五十八 第68条の5(適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(平均標準報酬額)</p> <p>68の5-7 ……………平均標準報酬額……………</p> <p>……………標準報酬額の平均額……………</p>	<p>(平均標準報酬月額)</p> <p>68の5-7 ……………平均標準報酬月額……………</p> <p>……………標準報酬月額の平均額……………</p>

五十九 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第10号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第135号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成18年省令第26号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</p>	<p>(新 設)</p>